

# 個人情報保護規程

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部  
北海道済生会西小樽病院  
重症心身障害児（者）施設 みどりの里

## 第 1 章 総 則

(規程の目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会支部北海道済生会西小樽病院及び、重症心身障害児 (者) 施設 みどりの里 (以下「当院」という) が取扱う個人情報の収集、利用または提供方法などを定めることにより、個人情報を適切に保護することを目的とする。

## 第 2 章 定 義

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む) をいう。

(2) 情報主体

一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

(3) 個人情報保護管理責任者

病院長によって選任された者であつて、個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

(4) 個人情報保護担当者

個人情報保護管理責任者によって選任され、各部門において個人情報保護計画等に基づく個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

(5) 個人情報保護監査責任者

病院長から選任され、個人情報管理責任者から独立した公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。

(6) 個人情報保護計画

個人情報を保護するための方針、組織、計画、実施、監査及び見直しを含むマネジメントシステムをいう。

(7) 預託

当院以外の者にデータ処理等の委託のために当院が保有する個人情報を預けることをいう。

(8) 当院従業者

職員、雇用契約職員、委託契約に基づき当院施設内で当院の業務を行う者をいう。

### 第 3 章 規程の適用範囲

(対象となる個人情報)

第3条 この規程は、当院において処理されるすべての個人情報を対象とする。

2. 当院従業者の個人情報についてもこの規程の対象とする。

### 第 4 章 個人情報の収集に関する措置

(収集範囲の制限)

第4条 個人情報の収集は、当院の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第6条 次の各号に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを収集、利用又は提供してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項

## 第 5 章 個人情報の利用に関する措置

(利用範囲の制限)

第 7 条 個人情報の利用は、情報主体が同意を与えた収集目的の範囲内で行うものとする。

(目的内利用の場合の措置)

第 8 条 収集目的の範囲内で行う当院の個人情報の利用は、次の各号に掲げるいずれかの場合にのみこれを行うことができる。

- (1) 情報主体が同意を与えた場合若しくは同等の措置を講じた場合
- (2) 情報主体が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- (3) 当院が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- (4) 情報主体の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (5) 監督行政機関、警察、裁判所等の公的機関からの法令に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

## 第 6 章 個人情報の適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第 9 条 個人情報は、収集目的に応じ必要な範囲内において、正確、かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の利用の安全性の確保)

第 10 条 個人情報への不正アクセス等のリスクに対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

(個人情報の秘密保持に関する従事者の責務)

第 11 条 当院において個人情報の収集、利用及び提供に従事する者は、法令の規定又はこの規定若しくは個人情報保護管理責任者及び個人情報保護担当者の指示に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(個人情報を預託する場合の措置)

第 12 条 情報処理を委託するなどのために個人情報を預託する場合は、別途定める基準を満たしている者を選定するとともに、契約によって、次の各号に掲げる内容を規定し、その保護水準を担保するものとする。

- (1) 守秘義務の存在、取り扱うことのできる者の範囲に関する事項
- (2) 預託先における個人情報の秘密保持方法、管理方法についての事項
- (3) 預託先の個人情報の取扱担当者に対する個人情報保護のための教育・訓練に関する事項
- (4) 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項
- (5) 個人情報が漏洩、その他事故の場合の措置、責任分担についての事項
- (6) 再委託に関する事項
- (7) 当院からの監査の受け入れについての事項

2 前項の契約などの書面又はこれに代わる記録は、個人情報の保有期間にわたって保存しなければならないものとする。

## 第 7 章 自己情報に関する情報主体の権利

(自己情報に関する権利)

第 13 条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 14 条 当院が既に保有している個人情報について、情報主体から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。

## 第 8 章 組織及び実施責任

(個人情報保護管理責任者及び個人情報保護監査責任者の指名)

第 15 条 病院長は、個人情報保護管理責任者及び個人情報保護監査責任者、それぞれ 1 名指名するものとする。

(個人情報保護管理責任者の責務)

第 16 条 個人情報保護管理責任者は、この規程に定められた事項を、個人情報の収集、利用、又は提供に従事する者に理解及び遵守させるための教育訓練、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

(個人情報保護管理責任者による個人情報保護担当者の指名)

第 17 条 個人情報保護管理責任者は、各部署ごとに個人情報保護担当者を 1 名ずつ指名するものとする。

2 個人情報保護管理責任者は、教育研修責任者を 1 名及び苦情・相談窓口責任者を 1 名指名するものとする。

## 第 9 章 教 育

(教育の実施)

第 18 条 当院従業者は、教育研修責任者が主催するこの規程を遵守させるための教育を受けなければならない。

2 前項の教育の実施について必要な事項は、事業年度毎に教育研修責任者が定める。

## 第 10 章 罰 則

(本規程に違反した場合の措置)

第 19 条 個人情報の取扱いにつきこの規程に違反した場合は、当院の就業規則に基づき懲戒に処す。

## 第 11 章 雑 則

(規則および細則)

第 20 条 この規程の施行について必要な事項は病院長が途定める。

## 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。